

従業員家賃支援事業

【募集要項】

砂川市 商工労働観光課 企業労政係

問い合わせ先 0125-74-8385

目次

1. 事業の目的	1
2. 補助対象者	1
3. 補助対象事業	1
4. 補助対象従業員	1
5. 補助対象期間	1
6. 事業のスキーム	2
7. 補助対象経費	2
8. 補助率等	2
9. 応募手続きの概要	3
10. 交付決定	3
11. 補助金の交付	3
12. 交付決定後の注意事項	3
13. 反社会的勢力との関係が判明した場合	4

1. 事業の目的

本補助金は、市内事業所の従業員の確保及び従業員の福祉の増進を図るため、市外から転入した従業員に家賃を補助することにより、市内居住を促進し、雇用の促進や定着、市内経済の活性化のため、補助金を適性かつ円滑に交付することを目的としています。

2. 補助対象者

本補助金の募集対象者は、次の①～③のいずれかに該当するものとします。

- ①中小企業基本法第2条に基づく中小企業者
- ②中小企業信用保険法第2条第1項第5号に規定する医業を主たる事業とする法人
- ③社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人

なお、次の各号に掲げる者は申請することができません。

- (1) 市税の滞納があるもの
- (2) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力であること、また、反社会的勢力との関係を有している者。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける者。

3. 補助対象事業

本補助金の対象となる事業（以下、「補助事業」という）は、以下の（１）、（２）の要件のいずれかを満たす事業であることが必要です。

- (1) 新たに住宅手当等の制度を設けた場合。
- (2) 現在の住宅手当等の制度を改正し、手当を増額する場合。

4. 補助対象従業員

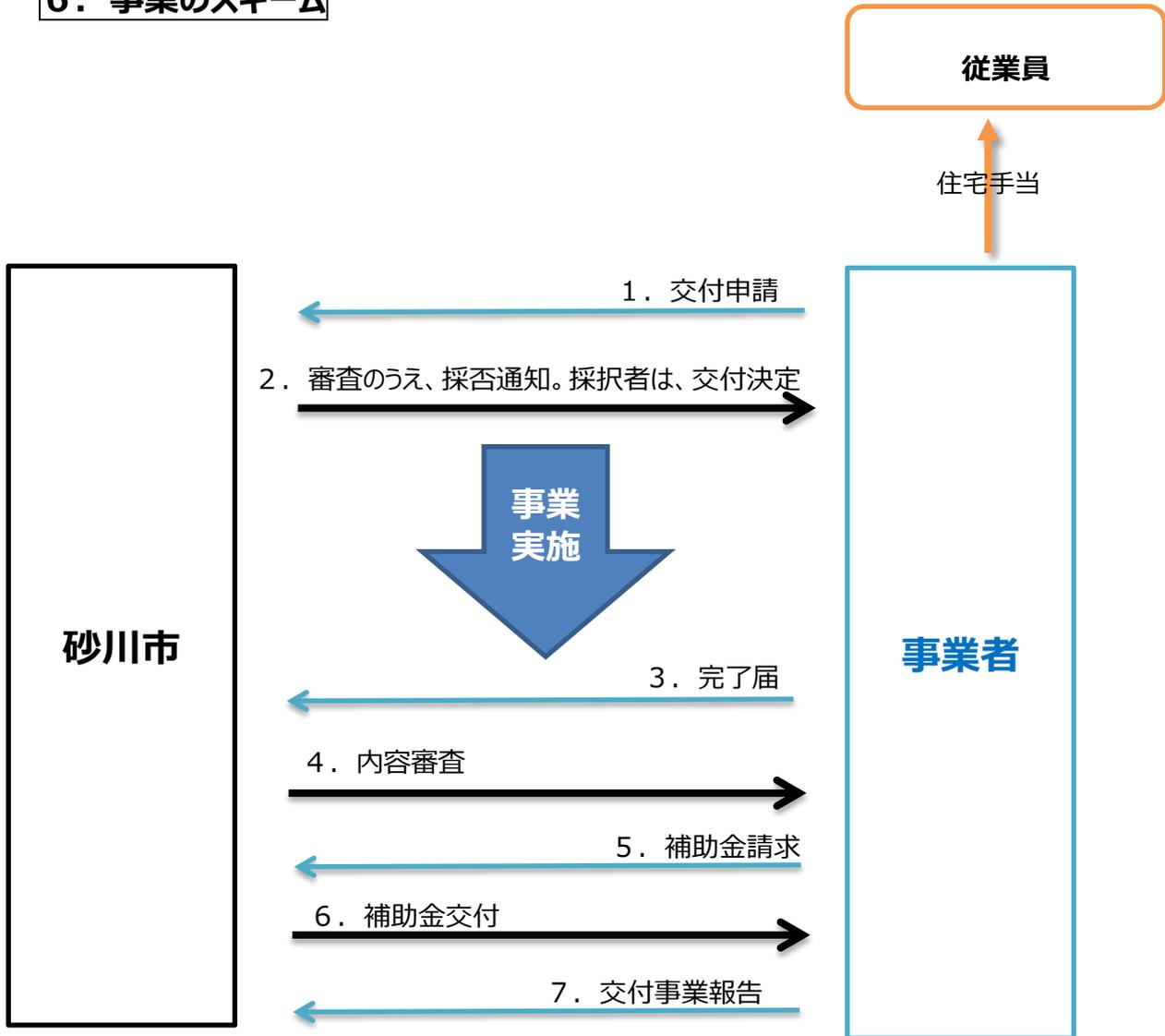
本補助金の対象従業員は、次の①、②のいずれにも該当するものとします。

- (1) 市内転入時40歳未満の者
- (2) 雇用保険に加入している者

5. 補助対象期間

本補助事業期間は、従業員が転入した月から起算して36ヶ月間を限度とします。

6. 事業のスキーム



7. 補助対象経費

共益費、管理費、駐車場費等を除いた賃借料に対する住宅手当等が対象となります。

(注1) 対象とならない経費は、次の通りです。

- ・事業主が所有する社宅・寮、市営・道営住宅にかかる住宅手当等

8. 補助率等

本補助金に係る補助率等は以下のとおりです。

項目	家賃支援補助
補助率等	50/100
補助上限	月額1万円

9. 応募手続きの概要

(1) 募集期間

事業主が従業員へ家賃を補助する額が確定した日の属する年度の10月末日までの申請が必要です。

(2) 提出先（問合せ先）等

〒073-0195
砂川市西7条北2丁目1番1号
砂川市 経済部 商工労働観光課 企業労政係
TEL.0125-74-8385

(3) 提出書類

- ① 交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 従業員への家賃補助額等が確認できる書類
- ④ 従業員の住居の賃貸借契約書の写し
- ⑤ 事業所の就業規則など賃金規程の変更が確認できる書類
- ⑥ 砂川市中小企業等振興助成金の申請に関する誓約書
- ⑦ 砂川市中小企業等振興助成金の申請に係る個人情報の取り扱いに関する同意書

10. 交付決定

採択の通知後、採択された方から補助金の交付に係る必要な手続きを行って頂きます。

11. 補助金の交付

補助金の交付については、補助対象事業完了後、3ヶ月以内に事業に要した経費を支出したことを証する書類を添えて、完了届を市長に提出頂き、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を当課にて確定した後、精算払いとなります。

※補助金は、経理上交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税又は所得税の課税対象となります。

12. 交付決定後の注意事項

(1) 補助事業の計画内容の変更等

交付決定を受けた後、本事業の内容を変更しようとする場合等には、事前に市の承認を受けなければなりません。

(2) アンケート

補助事業完了後、当該事業についてのアンケートを当課にて報告して頂く場合があります。

(3) 補助事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の5年間、管理・保存しなければなりません。

1 3 . 反社会的勢力との関係が判明した場合

提出頂く事業計画書中に反社会的勢力との関係が無いことを誓約頂きます。

(1) 反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団準構成員 4. 暴力団関係企業

5. 総会屋等 6. 社会運動等標ぼうゴロ 7. 特殊知能暴力集団等

8. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

(イ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。

(ロ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。

(ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

(ニ) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

(ホ) その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2) 応募者（中小企業者の場合は、代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後、交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。

(3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合には、(2)と同様の取扱いとします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて砂川市の信用を毀損し、または砂川市の業務を妨害する行為

⑤その他の前各号に準ずる行為